

経 済 産 業 省

20231115 貿局第1号
輸出注意事項2023第19号
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年11月24日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」等の一部
改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、令和5年11月25日から施行する。

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について（平成 23 年 9 月 1 日付け輸出注意事項 23 第 11 号）

改 正 後	現 行
2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 36 の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）に係る関連貨物であって、次の品目とする。 (1) (略) (2) 条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（(3)の場合を除く）。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあっては、条約附属書Ⅱにより特定されるものに限る。 <u>(3) 条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物、これらの個体の一部及びこれらの卵、はく製又は加工品のうち、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 36 条第 1 項に基づく農林水産大臣の許可を受けた船舶（以下「船舶」という。）が主たる漁業根拠地等を出港してから帰港するまでの期間に、公海又は外国の排他的経済水域で採捕し、本邦に帰港又は寄港せず、直接輸出（以下「洋上輸出」という。）する水産物。</u> <u>ただし、当該水産物が「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和 55 年 11 月 1 日付け輸出注意事項 55 第 17 号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。）に基づいて「条約に基づく日本国許可・証明書」の発行を受けた場合に限る。</u> 3 輸出承認の申請 (1) (略) (2) 輸出承認申請の際の添付書類 ① 輸出承認申請説明書（別紙様式 1） 原本 1 通 ②～④ (略) (注 1) 輸出許可書等の申請手続等の別紙様式 1－(1) の書類とする。 (注 2)・(注 3) (略)	2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 36 の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）に係る関連貨物であって、次の品目とする。 (1) (略) (2) 条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。ただし、植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品にあっては、条約附属書Ⅱにより特定されるものに限る。 (新設) 3 輸出承認の申請 (1) (略) (2) 輸出承認申請の際の添付書類 ① 輸出承認申請説明書（別紙様式） 原本 1 通 ②～④ (略) (注 1) <u>「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和 55 年 11 月 1 日付け貿易局 398 号・輸出注意事項 55 第 17 号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。）の別紙様式 1－(1) の書類とする。</u> (注 2)・(注 3) (略)

(注4) 上記の規定にかかわらず、2 (3) の場合の添付書類は、次の i) から iv) の他、(2) ④を提出するものとする。

i) 洋上輸出承認申請説明書 (別紙様式2) 原本1通

ii) 洋上輸出する予定の水産物、当該水産物を採捕する予定の海域及び当該水産物の洋上輸出の計画を記載した書面の写し 1通

iii) 漁業法第36条第1項に基づき農林水産大臣が許可した漁業許可書の写し又は水産庁が同漁業許可書の交付を受けた船舶であることを確認した書面の写し 1通

iv) 洋上輸出する水産物の総重量を計算する根拠となる書類 (過去の漁獲成績を記載した報告書等) 1通

(3) その他

本申請と併せ、輸出許可書等の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可書等の申請手続を行うものとする。ただし、(2) の③の (ロ) に掲げる書類を提出した場合は、輸出許可書等の申請は不要とし、輸出する際には、輸出許可書等に代えて当該証明書を税関に提示するものとする。

(注) 上記の規定にかかわらず、2 (3) の場合は、本申請の承認を受けた後、輸出する毎に本申請の承認を受けた範囲内で輸出許可書等の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可書等の発行を受けるものとする。

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認するとともに、我が国として条約を誠実に履行する観点から、輸出許可書等の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件のすべてを満たす場合に限り、行うものとする。

(注) 上記の規定にかかわらず、2 (3) の場合の洋上輸出に係る輸出承認は、当該申請が上記3に従って行われた場合及び以下の要件を全て満たす場合に、行うものとする。

(1) 仕向国が、我が国と輸出先の地域との間で洋上輸出に係る簡易的な輸入手続きが可能な国であること

(2) 6 (2) (イ) に定める科学当局である水産庁から採捕する予定の水産物の輸出が種の存続を脅かすものであるか否かに係る包括助言を得

(新設)

(3) その他

本申請と併せ、輸出許可書等の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可書等の申請手続を行うものとする。ただし、(2) の③の (ロ) に掲げる書類を提出した場合は、輸出許可書等の申請は不要とし、輸出する際には、輸出許可書等に代えて当該証明書を税関に提示するものとする。

(新設)

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認するとともに、我が国として条約を誠実に履行する観点から、輸出許可書等の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件のすべてを満たす場合に限り、行うものとする。

(新設)

ているヨシキリザメであること

(包括助言については6 (2) (イ) 参照のこと)

(3) 採捕する予定の水産物が我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないか否かにつき、当該水産物を採捕する船舶及び海域が6 (2) (ロ) に定める科学当局である水産庁から情報提供のあった船舶及び海域であると認められる場合

当該輸出承認を行う範囲は、輸入者名並びにその住所、荷受人並びにその住所、仕向地、商品名 (対象種の学名) 及び数量とする。

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 適用品目のすべて ((2) 及び (4) に該当するものを除く。)

本輸出承認証により輸出する際には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。

(2)・(3) (略)

(注1) 上記(3)中の「ワニ目の種の皮等」とは、ワニ目 (Crocodylia) の種の皮、脇腹又はキャレコ (原皮、なめした皮革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。) をいう。

(注2) (略)

(4) 2 (3) の場合の洋上輸出に係る輸出承認証により輸出するもの

イ) 本輸出承認証は、有効期限までの間、繰り返し使用することができる。

ロ) 本輸出承認証により輸出する際は、本輸出承認を受けた範囲内で、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」に係る申請手続を行い、発行された同輸出許可・証明書の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。

ハ) 本輸出承認証は、以下の条件に該当し、承認要件を満たさなくなった場合は使用できない。

イ) 科学当局である水産庁からの本輸出承認証の承認を受けた水産物

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 適用品目のすべて ((2) に該当するものを除く。)

本輸出承認証により輸出する際には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。

(2)・(3) (略)

(注1) 上記(3)中の「ワニ目の種の皮等」とは、ワニ目 (Crocodylia) の種の皮、脇腹又はキャレコ (原皮、なめした皮革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。) をいう。

(注2) (略)

(新設)

の輸出に係る種の存続を脅かすものであるか否かに係る包括助言に変更があった場合

ii) 本輸出承認証の承認を受けた水産物が我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでないことが認められない場合

6 2 (3) の場合の洋上輸出に係る輸出承認の事務処理

(新設)

上記 2 (3) の場合の洋上輸出に係る輸出承認の事務処理は、以下のとおりとする。

(1) 野生動植物貿易審査室は提出された輸出承認申請書を受理し、輸出承認の事務を処理するものとする。なお、申請書の商品欄には上記 5 (4) ロ) の輸出許可・証明書の発行を受けたものに限る旨の記載があることを確認する。

(例)

Prionace glauca (条約に基づく日本国許可・証明書の発給を受けたものに限る)

(2) 上記 (1) により輸出承認申請書を受理した野生動植物貿易審査室は、以下の措置を行うこととする。

(イ) 上記 4 の (注) (2) に定める承認の要件については、科学当局である水産庁から「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領 (令和 5 年 1 1 月 2 4 日付け 5 水推第 1 3 3 9 号)」及び NDF ガイドライン (平成 2 6 年 8 月 2 7 日付け 平成 2 6 水推第 5 5 8 号) に基づく当該水産物の種の存続に係る包括助言を得ていることを確認する。

(ロ) 上記 4 の (注) (3) に定める承認の要件については、我が国の動物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものではないか否かにつき科学当局である水産庁から提供を受けた情報を確認する。また、必要に応じて水産庁に情報提供を求めることができる。

(3) 「有効期限」の欄

洋上輸出に係る輸出承認の有効期限は、承認した日の翌日から起算し 6 月後とし、船舶が主たる漁業根拠地等に帰港する予定の日が 6 月を超える場合は、当該船舶が帰港する予定の日とする。

別紙様式 <u>1</u> (略)		別紙様式 (略)							
別紙様式 <u>2</u>									
洋上輸出承認申請説明書 Instructions of application for export approval for direct landing									
(Date) 年(year) 月(month) 日(day)									
経済産業大臣 殿 Minister of Economy, Trade and Industry									
申請者（輸出者）(Applicant (exporter)) 氏名又は名称及び代表者の氏名 (Name / Name of the corporation and of its representative)									
住 所(Address in Japan)									
<u>〒</u>									
担当者名(Name of the person in charge)									
電話番号(Phone number)									
<table><tr><td rowspan="3">1. 輸入者 (荷受人) Importer (Consignee)</td><td>氏名又は企業 名※1 Name / company</td><td></td></tr><tr><td>住所※1 Address</td><td></td></tr><tr><td>仕向地※1 Destination (Country)</td><td></td></tr></table>			1. 輸入者 (荷受人) Importer (Consignee)	氏名又は企業 名※1 Name / company		住所※1 Address		仕向地※1 Destination (Country)	
1. 輸入者 (荷受人) Importer (Consignee)	氏名又は企業 名※1 Name / company								
	住所※1 Address								
	仕向地※1 Destination (Country)								

2. 洋上輸出しようとする貨物 Export cargo for direct landing	船舶の名称 Ship name		
	船舶の航海期間 navigation period of ship	(出港 (予定) 日) 年月日 (帰港予定日) 年月日 (Scheduled) date of departure (Scheduled) date of return	
	水産物の名称 Name of aquatic life	(学名) (一般名) (附属書番号) Scientific name Common name Appendix no II	
	採捕予定海域 fishing waters		
	輸出時点の貨物の状態 Cargo status at the time of export	(生きている場合、その運送手段) In case of living plants or animals, its transportation means	
		(生きていない場合、その状態及び加工製品名) In case of dead animal or plant, its state and product name	
	予定数量※2 Quantity		
備考 Note			

※1：洋上輸出に係る計画で予定されている全ての「氏名又は企業名」「住所」「仕向地」に

係る情報を記載すること。 ※2：洋上輸出する予定の貨物の総数量を記載すること。 （注） 1．用紙の大きさは、A列4番とする。 2．記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。	
---	--

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

改 正 後	現 行								
輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第2の36及び37の項の中欄に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する時又は既に<u>漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第1項に基づく農林水産大臣の許可を受けた船舶が主たる漁業根拠地等を出港してから帰港するまでの期間において、公海又は外国の排他的経済水域で採捕し、本邦に帰港又は寄港せず、直接輸出（以下「洋上輸出」という。）する場合に係る輸出承認により輸出する時の</u>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸出許可書等」という。）」の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和55年11月4日から実施する。 なお、輸出令別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成14年12月9日から実施する。 Ⅰ・Ⅱ （略） Ⅲ 輸出許可申請等 1 輸出許可書等の申請手続等 （1）輸出許可書等の様式及び提出先 対象貨物に該当する貨物に係る輸出承認申請に添付すべき輸出許可書等の申請をしようとする者又は洋上輸出に係る輸出承認を受けている場合に<u>輸出許可書等の申請をしようとする者は、別紙様式1－（1）に定める輸出許可書等2通を次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に提出するものとする。</u> <table><tr><th>貨 物 の 種 類</th><th>担 当 課 室</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	貨 物 の 種 類	担 当 課 室	（略）	（略）	輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第2の36及び37の項の中欄に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する「<u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸出許可書等」という。）</u>」の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和55年11月4日から実施する。 なお、輸出令別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成14年12月9日から実施する。 Ⅰ・Ⅱ （略） Ⅲ 輸出許可申請等 1 輸出許可書等の申請手続等 （1）輸出許可書等の様式及び提出先 対象貨物に該当する貨物に係る輸出承認申請に添付すべき輸出許可書等の申請をしようとする者は、別紙様式1－（1）に定める輸出許可書等2通を次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に提出するものとする。 <table><tr><th>貨 物 の 種 類</th><th>担 当 課 室</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	貨 物 の 種 類	担 当 課 室	（略）	（略）
貨 物 の 種 類	担 当 課 室								
（略）	（略）								
貨 物 の 種 類	担 当 課 室								
（略）	（略）								

(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 輸出許可書等の添付書類 (イ) ～ (チ) (略) (リ) 再輸出する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものにあつては、残高報告書(別紙様式3)及びその写し 各1通 なお、当該書面は上記(チ)の相手国政府当局が発行した書面ごとに1通ずつ作成すること。 (ヌ) ～ (カ) (略) (ヨ) ワニ目(Crocodylia)の種の皮、脇腹又はキャレコ(原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。)であつて、本邦に輸入された後、ワニ目の種の皮等に付けられていたワニ皮タグが外れた場合又は当該皮等を分割した場合には、再輸出タグ発行申請書(※) 1通 また、輸入した皮等を分割したものにあっては、その分割が確認できる写真又は図(断片識別情報(各断片に一意に付される記号及び番号)を記載のこと。) 1通 (※)「ワシントン条約決議11. 12に基づくワニ皮タグの発行手続について」(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第39号)に定める様式1とする。 (タ) (略) <u>(注) 上記の規定にかかわらず、洋上輸出に係る輸出承認を受けている場合の添付書類は、以下の(i)から(iii)までの他、上記(2)(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(タ)を提出するものとする。</u> <u>(i) 輸出許可申請説明書(洋上輸出関係)(別紙様式2) 原本1通</u> <u>(ii) 既に発行を受けた輸出承認証の写し 1通</u> <u>(iii) 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類(英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの(任意様式)を添付のこと。)のいずれかの写し 1通</u>		(2) 輸出許可書等の添付書類 (イ) ～ (チ) (略) (リ) 再輸出する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつて、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものにあつては、残高報告書(別紙様式2)及びその写し 各1通 なお、当該書面は上記(チ)の相手国政府当局が発行した書面ごとに1通ずつ作成すること。 (ヌ) ～ (カ) (略) (ヨ) ワニ目(Crocodylia)の種の皮、脇腹又はキャレコ(原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。)であつて、本邦に輸入された後、ワニ目の種の皮等に付けられていたワニ皮タグが外れた場合又は当該皮等を分割した場合には、再輸出タグ発行申請書(注) 1通 また、輸入した皮等を分割したものにあっては、その分割が確認できる写真又は図(断片識別情報(各断片に一意に付される記号及び番号)を記載のこと。) 1通 (注)「ワシントン条約決議11. 12に基づくワニ皮タグの発行手続について」(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第39号)に定める様式1する。 (タ) (略) (新設)	
(3) 輸出許可書等の審査基準		(3) 輸出許可書等の審査基準	

輸出許可書等の審査基準は次のとおりとし、これらの要件のすべてを満たす場合に限り許可するものとする。(注) (イ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3の(1)の(ロ)に定める関係省の助言があること。<u>ただし、洋上輸出に係る輸出承認を受けた水産物は、科学当局である水産庁から「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領(令和5年11月24日付け水推第1339号)」及びNDFガイドライン(平成26年8月27日付け平成26水推第558号)に基づく種の存続に係る包括助言を得ている場合に限る。</u> (ロ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつては、我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないこと。 <u>なお、3(1)(ロ)の表のうち、関係省の項が農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室に区分されている附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動物等であつては、同室に情報提供を求めることができる。</u> (ハ) ～ (ト) (略) (注) 上記の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、それぞれに定めるとおりとする。 (i) ～ (iv) (略) <u>(v) 洋上輸出に係る輸出承認を受けた水産物を輸出する場合</u> <u>(イ)、(ロ)及び(ハ)のみを適用する他、洋上輸出に係る輸出承認を受けた範囲内(輸入者名及びその住所、荷受人及びその住所、仕向地、商品名(対象種の学術名)並びに数量)であつて、承認の要件を輸出許可書等の発行時点で確認できた場合に限り許可する。</u> 2 (略) 3 輸出許可書等の事務取扱 (1) 輸出許可書等の処理 (イ) (略) (ロ) 上記(イ)により輸出許可書等を受理した担当課室は、前記1の	輸出許可書等の審査基準は次のとおりとし、これらの要件のすべてを満たす場合に限り許可するものとする。(注) (イ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3の(1)の(ロ)に定める関係省の助言があること。 (ロ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつては、我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないこと。 (ハ) ～ (ト) (略) (注) 上記の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、それぞれに定めるとおりとする。 (i) ～ (iv) (略) (新設) 2 (略) 3 輸出許可書等の事務取扱 (1) 輸出許可書等の処理 (イ) (略) (ロ) 上記(イ)により輸出許可書等を受理した担当課室は、前記1の
--	--

(3)の(イ)に定める審査基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて、輸出許可書等の写しを添えて、科学当局である関係省に対して、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る包括助言を得ている場合を除く。

条約の附属書による区分		関 係 省
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

(ハ) 上記(イ)により、上記(ロ)の表の区分のうち、農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室の項の条約の附属書による区分に掲載された動物等の輸出に係る輸出許可書等を受理した経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、前記1の(3)の(ロ)に定める審査基準については、同室に情報提供を求めることができる。

(ニ) (略)

(ホ) 「2. 有効期限」の欄

輸出許可書等の有効期限は、許可した日の翌日から起算し6月後とする。当該有効期限は、その期限までに本邦から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。ただし、洋上輸出に係る輸出承認を受けている輸出許可書等の有効期限は、許可した日の翌日から起算し6月後とし、有効期限が当該輸出承認の有効期限の日を超える場合は、当該輸出承認の有効期限の日とする。

(ヘ) ～ (リ) (略)

(ヌ) 上記(イ)から(リ)までの処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

(2) ～ (4) (略)

(5) 輸出許可書発給実績報告書及び輸出許可書等の提出

経済産業局及び沖縄総合事務局の商品担当輸出課は、当該担当課が行った輸出許可書等の許可実績について、暦年分を取りまとめの上、

(3)の(イ)に定める審査基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて、輸出許可書等の写しを添えて、科学当局である関係省に対して、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る助言について、包括同意を得ている場合を除く。

条約の附属書による区分		関 係 省
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)

(新設)

(ハ) (略)

(ニ) 「2. 有効期限」の欄

輸出許可書等の有効期限は、許可した日の翌日から起算し6月後とする。当該有効期限は、その期限までに本邦から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。

(ホ) ～ (チ) (略)

(リ) 上記(イ)から(チ)までの処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

(2) ～ (4) (略)

(5) 輸出許可書発給実績報告書及び輸出許可書等の提出

経済産業局及び沖縄総合事務局の商品担当輸出課は、当該担当課が行った輸出許可書等の許可実績について、暦年分を取りまとめの上、

別紙様式<u>4</u>による報告書1通を当該暦年終了の日から1月以内に輸出許可書等の写し（1通）を添えて野生動植物貿易審査室に提出するものとする。 Ⅳ （略） Ⅴ 条約の締約国等 条約の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項<u>2021</u>第4号）」を参照のこと。 別紙様式 1－（1）～別紙様式 1－（3） （略） <u>別紙様式 2</u> 輸出許可申請説明書（洋上輸出関係） Instructions of application for export permit for direct landing (Date) 年(year) 月(month) 日(day) 野生動植物貿易審査室長 殿 Director, Office of Trade Licensing for Wild Animals and Plants Ministry of Economy, Trade and Industry 申請者（輸出者）(Applicant (exporter)) 氏名又は名称及び代表者の氏名 (Name / Name of the corporation and of its representative) 船舶の名称(Ship name) 住 所(Address in Japan) 〒 担当者名(Name of the person in charge) 電話番号(Phone number)	別紙様式<u>3</u>による報告書1通を当該暦年終了の日から1月以内に輸出許可書等の写し（1通）を添えて野生動植物貿易審査室に提出するものとする。 Ⅳ （略） Ⅴ 条約の締約国等 条約の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項<u>2020</u>第4号）」を参照のこと。 別紙様式 1－（1）～別紙様式 1－（3） （略） （新設）
--	--

1. 輸入者 (荷受人) Importer (Consignee))	氏名又は企業名 Name / company	
	住所 Address	
	仕向地 Destination (Country)	
2. 輸出しようとする 貨物 Export cargo	水産物の名称 Name of aquatic life	(学術名) Scientific name (一般名) Common name (附属書番号) Appendix no II
	採捕海域 fishing waters	
	輸出時点の貨物の状態 Cargo status at the time of export	(生きている場合、その運送手段) In case of living plants or animals, its transportation means
		(生きていない場合、その状態及び加工製品名) In case of dead animal or plant, its state and product name
	輸出承認証 License	(承認番号) License No. (発行日) Data of issue (有効期限) Valid until
輸出承認を受けた数量 (A) (※1) Quantity approved for export		

	license				
	今回の数量 (B) Quantity of this time				
	前回までの輸出の実数量の 合計 (c) Total actual quantity of previous exports	内訳Breakdown			
		CITES輸出 許可 番号 (※2) CITES Export permit No.	許可年月 日 Date of issue	輸出数量 (※3) Quantity	輸出の実数 量 (※4) Actual quantity
今回輸出後の 残高 (A-B-C) Remaining quantity after this export					
備考 Note					

(注) 1. 用紙の大きさは、A列4番とする。

2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。

※1 輸出承認証の数量欄に記載されている重量を記載してください。 ※2 輸出承認証に基づいて発行を受けた CITES 輸出許可書の番号を記載してください ※3 当該 CITES 輸出許可書に記載された数量を記載してください。 ※4 当該 CITES 輸出許可書に記載された数量の範囲内であって本邦の税関が確認した輸出数量を記載してください。			
別紙様式 <u>3</u>		別紙様式 <u>2</u>	
残高報告書		残高報告書	
①商品名：	(<u>学術名</u> ：	①商品名：	(<u>学名</u> ：
②商品名：	(<u>学術名</u> ：	②商品名：	(<u>学名</u> ：
別紙様式 <u>4</u> (略)		別紙様式 <u>3</u> (略)	